



## 2021JR総連春闘勝利！ シリーズ⑭

# 祝日手当を戻せ！各種手当を増額せよ！ 改訂新人事・賃金制度は不平等だ！ 2021春闘 第4回団体交渉

本部は3月10日、2021年度賃金引き上げ、夏季手当及び諸要求の申し入れについての第4回団体交渉を開催しました。今回は、改訂新人事・賃金制度に関わる要求について議論しました。

60歳以降の基本給75%の撤回、定期昇給廃止、扶養手当等の廃止、退職手当累計ポイント算定について会社は、「制度をそのようにしたばかりである。原資を持ち出すことはしない」として、要求を許否しました。本部は「その制度が問題だから申し入れている。金がかかるときに賃金が上らないと生活が苦しくなる。若い社員が働く意欲を失う制度だ。新制度になってから、多くの社員の年収がかなり減った」と主張しました。また、各種手当改善についても同様の回答で、今の人事・賃金制度がベストであるかのような回答に終始しました。本部は特に、祝日手当にこだわり主張しました。会社は「祝日手当を廃止した分は、夜勤手当等を増額し全社員が手当を享受するよう配分した」と主張したので、本部は「それは祝日手当を受け取っている社員から横取りしたということだ。祝日手当廃止の理由にならない。祝日は特殊性があるから手当が必要だ」と主張し、対立しました。また、他労組からも同じ要求が出されていることについて、本部は「全社員の要求だから祝日手当は出すべきだ」と改めて突き付けました。

社宅使用料について会社は、「一部入居者が長期にわたり居住している」として、社宅使用料の年齢による増額をやめるつもりはないとしました。本部は「昇進制度で昇格しない社員の賃金が低いから、家を買えない。年末手当が低額だから持ち家を検討していた社員があきらめて社宅に入るしかない」と主張しました。そして「長期に居住している社員の割合はどのくらいか」と質問すると、会社は「明らかにしない」と逃げたのです。

このように会社は、社員の切実な要求をことごとく無視する回答に終始しました。

※詳細は『業務速報』No.1251を参照して下さい。

※第5回団体交渉は3月12日（金）に開催します。